

6 監 査 第 7 7 号
令和6年10月30日

請求人
春日井市
野 田 保 仁 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 山 内 和 雄

同 小 川 淳

同 いなもと和仁

同 島 倉 誠

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和6年9月30日に提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和6年9月24日付けで、同月30日に提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県道路維持課施設整備グループ職員
- 2 請求の対象となる財務会計行為
 - (1) 県は、県道において、春日井市立春日井小学校への通学路（以下「本件通学路」という。）の整備を怠っていること。
 - (2) 請求人の店舗兼住宅が存する土地（以下「本件土地」という。）の所有権が不正に移転されたこと及びこれにより固定資産税の評価が不適切に行われたこと。
- 3 当該行為が違法・不当である理由
 - (1) 本件通学路の整備を怠っていることについて
県は、県道の整備に関する予算を不正に流用し、本件通学路の整備を怠っている。
 - (2) 本件土地の所有権移転及び固定資産税の評価について
請求人の相続分があるにもかかわらず、同意を得ることなく、遺産分割協議書が不正に作成されて本件土地の所有権が移転され、また、本件土地の固定資産税の評価が不適切に行われたため、経済的損害を受けた。
- 4 請求する措置
 - (1) 本件通学路の整備を怠っていることについて
安全確保を目的とした本件通学路の整備について迅速な措置を講じること。
 - (2) 本件土地の所有権移転及び固定資産税の評価について
本件土地の所有権移転に関する問題を徹底的に調査するとともに、固定資産税の評価を再度行うこと。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機

関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実限定されており、これらの行為について、当該普通地方公共団体の住民が違法又は不当である旨を指摘することを要件としている。

1 本件通学路の整備を怠っていることについて

住民監査請求の目的は、地方公共団体における財務会計上の違法な管理運営行為の発生を防止し、発生した場合はこれを是正することにより、地方公共団体の住民の利益を守ろうとするところにあつて、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理」とは、財産的価値の維持・保全を直接の目的とする財務管理をいう。

確かに、小学校への通学路に安全性が求められることはいうまでもないが、いつどのように横断歩道及び歩道を整備するかということは、道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地から判断されるものであり、財産的価値の維持・保全を直接の目的とする「財産の管理」には当たらない。

したがって、請求人は、県が本件通学路の整備を怠っている事実を主張しているが、これを「財産の管理」を怠る事実があったということとはできず、住民監査請求の対象とならない。

なお、請求人は、県道の整備に関する予算が不正に流用されたと述べているが、その内容、時期及び金額について明確な指摘はなく、特定性・具体性を欠いている。もっとも、この点の内容等に関する特定性・具体性の有無に言及するまでもなく、請求人の主張は、上記のとおり、住民監査請求の対象とならない。また、念のため付言すれば、法第 242 条第 2 項の規定により、公金の支出から 1 年以上経過している場合は、正当な理由があるときを除き、住民監査請求することができない。

2 本件土地の所有権移転及び固定資産税の評価について

本件土地の所有権移転に関する適法性の有無は、私人間における法律関係の有無の問題であり、住民監査請求の対象とならない。

また、本件土地の固定資産税の計算の基になる固定資産の評価額を県が決定することはないため、請求人が指摘する固定資産税の評価は県の財務会計上の行為とはいえず、この点についても住民監査請求の対象とならない。

第 3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。